

平成24年3月
警察庁
共管各省庁

「犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令案（仮称）」等に対する意見の募集結果について

警察庁において、「犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令案（仮称）」等に対する意見の募集を行ったところ、33通の御意見を頂きました。

「犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令案」等が公布されるに当たり、頂いた御意見並びにこれに対する警察庁及び共管各省庁（金融庁、総務省、法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省及び国土交通省）の考え方を次のとおり公表いたします。

1 意見を募集した命令等の題名

- (1) 犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令案（仮称）
- (2) 犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令案（仮称）

2 命令等の案を公示した日

平成23年12月23日

3 御意見並びに御意見に対する警察庁及び共管各省庁の考え方

頂いた御意見並びに御意見に対する警察庁及び共管各省庁の考え方は、別紙1のとおりです。

頂いた御意見については、必要に応じ、整理又は要約をした上で掲載しています（頂いた御意見については、整理又は要約をしていないものを警察庁情報公開室において閲覧に供します。）。

なお、今般立案した命令等の内容に関する御意見以外の御意見については、今後の参考とさせていただきます。

4 参考

頂いた御意見の総数 33通

（内訳）

電子メール 32通

F A X 1通

郵 送 0通

5 その他

頂いた御質問並びに御質問に対する警察庁及び共管各省庁の考え方を参考として別紙2のとおりお示しました。

頂いた御質問が多数であることから、主たるものについての考え方をお示しさせていただいておりますので、提出頂いた御質問について個別の回答を希望される場合には、警察庁又は共管各省庁までお問い合わせください。

また、警察庁及び共管各省庁における検討の結果、別紙3の条項等について技術的な修正を行いました。

注： 条項番号は、別紙1、別紙2及び別紙3を含め、修正後のものとします。また、必要に応じ、御意見及び御質問中の条項番号について、修正後のものとしています。

【別紙1、別紙2及び別紙3における略語】

改正法： 犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律（平成23年法律第31号）

新 法： 改正法による改正後の犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号）

旧 法： 改正法による改正前の犯罪による収益の移転防止に関する法律

整備令： 犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令

新 令： 整備令による改正後の犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令（平成20年政令第20号）

旧 令： 整備令による改正前の犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令

新規則： 犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則及び疑わしい取引の届出における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する命令による改正後の犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則（平成20年内閣府等令第1号）

旧規則： 犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則及び疑わしい取引の届出における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する命令による改正前の犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則

「犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令案（仮称）」等に対する御意見並びに御意見に対する警察庁及び共管各省庁の考え方について

1 犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令の一部改正について

(1) 新法第4条第2項に規定する政令で定める額について（新令第11条関係）

1	意見の概要	意見に対する考え方
	<p>資産及び収入の状況の確認を行う敷居値を「200万円」とした理由は何か。</p> <p>顧客等における負担を考慮し、より高い額とするべきではないか。</p>	<p>資産及び収入の状況の確認を行う敷居値については、顧客等が取引を行うに相応な資産及び収入を有しているかを確認できる程度にまとまりのある額である必要があるところ、現行法の体系において200万円が高額取引となるメルクマールとされていること等を踏まえ、200万円とすることとしております。</p>

(2) 厳格な顧客管理を行う必要性が特に高いと認められる取引等について（新令第12条関係）

2	意見の概要	意見に対する考え方
	<p>「当該契約の締結に際して行われた取引時確認」が意味する内容を明らかにすべきである。</p>	<p>新法第4条第2項第1号に掲げる取引は、既に契約の締結に際して取引時確認を行っている顧客等との間で当該契約に基づく取引を行う場合に、その相手方が当初の契約の締結をした顧客等になりすましている疑いがある取引等をいい、御指摘の「取引時確認」とは、この当初の契約の締結の際に行っている取引時確認を指します。</p> <p>具体的には、銀行等との取引においては、例えば預貯金契約の締結が「契約の締結」に、個別の預貯金の払戻し等が「基づく取引」に該当するところ、当該預貯金契約の締結に際して行われた取引時確認をいいます。</p>

3	意見の概要	意見に対する考え方
	<p>イランと北朝鮮のみを特定国等として敵視して規制を厳しくすることは妥当でない</p>	<p>イラン及び北朝鮮は、FATF（マネー・ローンダリング及びテロ資金対策のため</p>

<p>い。</p> <p>また、特定国等に居住し又は所在する者であっても、国家機関又はこれに準ずる者については、資産及び収入の状況の確認は不要とすべきである。</p>	<p>の政府間会合) 声明における対抗措置の対象国・地域として指定されていることを踏まえ、特定国等として規定することとしております。</p> <p>また、「国家機関又はこれに準ずる者」が「国等」に該当する場合には、資産及び収入の状況の確認は要しないこととされております。</p>
---	---

4	意見の概要	意見に対する考え方
	<p>今回の改正において新法第4条第2項第3号の規定に基づく政令は定められていないが、当該政令が定められる場合には、関係業界の意見を踏まえたものとしていただきたい。</p>	<p>御意見のとおり、新法第4条第2項第3号の規定に基づく政令を定めるに当たっては、関係業界の御意見を踏まえ、その内容を検討することとさせていただきます。</p>

(3) 少額の取引等について（新令第15条関係）

5	意見の概要	意見に対する考え方
	<p>対面による納税受付等の事務において、金融機関と他の収納業者（コンビニエンスストア等）とで顧客等の取扱いが異なり、顧客等から苦情が寄せられる可能性があることから、取引記録を作成しなくてよい取引に「国・地方公共団体への金銭の納付」を追加していただきたい。</p>	<p>国又は地方公共団体への金品の納付等は特定取引に当たらず、本人特定事項等の確認を要しないとされていることから、基本的には、御指摘のような納税受付等の事務における顧客等の取扱いの差違は生じないものと考えております。</p> <p>なお、国・地方公共団体への金銭の納付であっても、当該金銭が犯罪による収益であるおそれが全くないとはいえず、事後的に当該金銭に対する資金トレースを可能とする必要があることから、取引記録の作成を求めているところ、今回の改正において、これを変更する予定はありません。</p>

2 犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部改正について

(1) 顧客等の本人特定事項の確認方法について（新規則第5条関係）

6	意見の概要	意見に対する考え方
	<p>外国に所在する顧客等の本人特定事項の確認の困難性等を踏まえ、当該顧客等について、</p> <p>① 顧客等又はその代表者等が本人確認書類の原本の写しである旨を自署した本人確認書類の写しの送付を受ける方法</p> <p>② 外国の公証役場や弁護士が原本の写しである旨を証明した本人確認書類の写しの送付を受ける方法を本人確認方法に追加していただきたい。</p>	<p>現行の本人確認方法は、非対面取引の場合には、原則として本人確認書類又はその写しの送付を受けることに加え、取引関係文書を書留郵便等により転送不要郵便物等として送付することを求め、本人特定事項を確実に確認できるようにしているところ、御指摘のような送付のみによる本人確認方法を認めることは、マネー・ローンダリング対策の実効性の観点から適当でないと考えております。</p>

7	意見の概要	意見に対する考え方
	<p>新規則第5条第2項の「補完書類」について、携帯電話料金の領収書や、外国の公共料金の領収書等も含めていただきたい。</p>	<p>御指摘の書類については、旧規則の制定時にその真正性の判断が困難であること等を踏まえ「補完書類」に該当しないこととされているところ、今回の改正において、これを変更する予定はありません。</p>

8	意見の概要	意見に対する考え方
	<p>外国に所在する顧客については、抜け道を防ぐという観点から、国内の顧客と比してより厳しい確認を行うべきである。</p>	<p>本人特定事項等の確認の方法については、マネー・ローンダリング対策としての実効性と取引実務に与える影響を勘案して定めているところですが、頂いた御意見は、今後の検討の参考とさせていただきます。</p>

(2) 本人確認書類について（新規則第6条関係）

9	意見の概要	意見に対する考え方
	<p>住民基本台帳カードが普及するなど、運転経歴証明書制度の開始時とは身分証明書に係る事情が異なっていることから、運転経歴証明書を廃止し、本人確認書類とすることも止めるべきである。</p>	<p>運転経歴証明書は、過去に運転免許を保有していた事実及びその内容を証明するため交付するものであり、住民基本台帳カードとはその目的を異にしております。</p> <p>今回の改正は、運転経歴証明書をより申請者の利便に沿ったものとするという御要望を踏まえ、その身分証明書としての機能</p>

	を高めるためのものです。
--	--------------

10	意見の概要	意見に対する考え方
	なりすまし等を防止するため、本人の顔写真が貼付されているものに限定するなど、本人確認書類の厳格化が必要である。	本人確認書類の範囲は、本人特定事項の確認の確実性と取引実務に与える影響を勘案して定めているところですが、頂いた御意見は、今後の検討の参考とさせていただきます。

11	意見の概要	意見に対する考え方
	今後も本人確認書類を追加する場合には、特定事業者の実情も考慮して慎重に検討すべきである。	御意見のとおり、本人確認書類の範囲を変更するに当たっては、関係業界の御意見も踏まえ、検討することとさせていただきます。

(3) 職業及び事業の内容の確認方法について（新規則第9条関係）

12	意見の概要	意見に対する考え方
	<p>法人の事業の内容についてのみ書類により確認する方法というのは、バランスを欠いている。</p> <p>定款等の書類によっても必ずしも有用な情報を得られるとは限らないことから、法人のウェブサイトや会社案内等による確認も認めるべきである。</p>	<p>改正法により追加された確認事項については、確認の確実性と顧客等・特定事業者の負担を踏まえつつ、基本的にはより確実な方法により確認を行うこととし、法人の事業の内容については、自然人の職業と異なり、全ての法人について登記事項証明書等の書類により確認を行うことができることから、書類を確認する方法としております。</p> <p>また、確認に用いる書類は一定以上の信用性があることが必要であるところ、御指摘のようなウェブサイトや会社案内等は含めないこととしております。</p>

(4) 実質的支配者の確認方法等について（新規則第10条関係）

13	意見の概要	意見に対する考え方
	<p>実質的支配者は、あくまで顧客に対する支配権を主眼に置いたもので、最終受益者といった利益を受ける者となっていないが、今回の改正において最終受益者の確認までを求めなかった理由を明らかにすべき</p>	<p>最終的に利益を受ける者については、その範囲の確定が困難であること、当該者について確認を求めることは顧客等や特定事業者の過度の負担となり得ること等を踏まえ、実質的支配者には含めないこととした</p>

である。	ものです。
------	-------

14	意見の概要	意見に対する考え方
	実質的支配者の区分について、新規則第10条第2項第1号に掲げる法人と第2号に掲げる法人にどのようなものが該当するのかを明らかにすべきである。	<p>新規則第10条第2項第1号に掲げる法人には、株式会社、特定目的会社、投資目的法人等が該当します。</p> <p>新規則第10条第2項第2号に掲げる法人には、一般社団・財団法人、学校法人、宗教法人、医療法人、社会福祉法人、特定非営利活動法人、持分会社（合名会社、合資会社及び合同会社）等が該当します。</p>

(5) 代表者等の本人特定事項の確認方法について（新規則第11条関係）

15	意見の概要	意見に対する考え方
	大学の授業料の納付については、親が子の名義で振り込む場合に親子関係を証明できる書類は非常に限られていることから、新規則第11条第4項の例外としていただきたい。	新規則第11条第4項の規定において、代表者等が顧客等のために特定取引等の任に当たっていることを明らかにする方法は書類を確認する方法に限られておらず、また、書類を用いる方法であっても、住民票、戸籍謄本等の一般的な書類のほか、顧客等が作成した委任状等の顧客等のために取引の任に当たっていることを証する書面により確認することが可能であることから、そのような場合について例外とすることは適当でないと考えております。

(6) 新法第4条第1項に規定する取引に際して行う確認の方法の特例について（新規則第12条関係）

16	意見の概要	意見に対する考え方
	新規則第12条第1項第1号及び第2号においては、口座振替又はクレジットカード決済による際の確認方法が定められているが、これらの方法によらない場合（例えば他の特定事業者のIDを用いて認証を行う場合）にも、他の金融機関が行っている取引時確認の情報を依存する方法で取引時確認を行うことを認めていただきたい。	新規則第12条第1項第1号及び第2号においては、旧規則第3条第1項第1号及び第2号に掲げる方法と同様に、本来義務を負う特定事業者と代行する特定事業者との間で一定期間の継続的な取引関係があり、これらの特定事業者間でこれらの方法によることを合意している場合に限り、特例的な取引時確認の方法を認めることとしているところ、これを超えて御指摘のような方法

	を認めることは、特定事業者の取引時確認の確実性及び義務の履行の確保の観点から適当でないと考えております。
--	--

(7) 厳格な顧客管理を行う必要性が特に高いと認められる取引に際して行う確認の方法について（新規則第13条関係）

17	意見の概要	意見に対する考え方
	厳格な確認を行うことは、顧客等に対し、特定事業者が取引を疑わしいと認識していることを示すことになり、重大なクレームに発展するおそれがあるなどの問題があるため、申告による本人特定事項の確認を認めていただきたい。	新法第4条第2項の規定による確認は、類型的にマネー・ローンダリングに利用されるおそれが特に高いと認められる取引に際して行うものであり、本人特定事項等の確認事項については、新法第4条第1項の規定による確認と比してより確実な方法により確認する必要があります。よって、本人特定事項の確認について申告による方法とすることは適当でないと考えております。

(8) 確認記録の記録事項について（新規則第17条関係）

18	意見の概要	意見に対する考え方
	<p>新規則第17条第1項第18号に「実質的支配者の有無」と規定されているが、実質的支配者がいない場合にもわざわざ記録することとしていることは無駄である。</p> <p>また、実質的支配者の確認方法は申告に限られるのであるから、確認方法について記載させる必要もないのではないか。</p>	<p>実質的支配者がいない場合に何らの記載もしないこととすると、事後的に確認記録を参照した場合に、実質的支配者がいないのか、実質的支配者の有無の確認を行っていないかが不明確となるおそれがあることから、「有無」について記録をすることとしております。</p> <p>また、実質的支配者の有無及びある場合の本人特定事項の確認は、新法第4条第2項の規定による確認の場合には書類により行うこととされていることから、確認の方法についても記録をする必要があると考えております。</p>

19	意見の概要	意見に対する考え方
	新規則第17条第1項第15号に「顧客等のための特定取引等の任に当たっていると認められた理由」を記録事項として規定すること	御指摘の記録事項としては新規則第11条第4項に掲げることのいずれに該当するかについて記録することを想定しており、当

<p>は、特定事業者の負担を加重するものであり反対である。仮に、追加することとしても、過度の負担とならないよう運用面で配慮すべきである。</p>	<p>該事項は代表者等の本人特定事項の確認の前提となるものであることから、記録事項として必要なものであり、また、特定事業者にとっても過度の負担とはならないものと考えております。</p>
--	--

20	意見の概要	意見に対する考え方
	<p>改正法により追加された確認事項について、確認に用いた書類を確認記録に添付した場合には、当該書類に記載されている事項は記録を要さないこととしていただきたい。</p>	<p>改正法により追加された確認事項について書類により確認する場合には、本人特定事項と本人確認書類との関係とは異なり、書類に記載されている内容と確認した事項との関係が必ずしも明らかでない(例えば、登記事項証明書を添付した場合にどの単位・範囲で事業の内容を確認したかが明らかとならない) ことから、原則として確認した内容に応じ確認記録に記録する必要があると考えております。</p> <p>なお、この場合においても、例えば登記事項証明書等に記載されている全ての事業についてその内容を確認した場合等に、確認記録に「別紙参照」等と記載して当該登記事項証明書等を添付する取扱いとすることとしても差し支えありません。</p>

3 その他について

(1) 取引時確認等を的確に行うための措置について（新法第10条関係）

21	意見の概要	意見に対する考え方
	「取引時確認をした事項に係る情報を最新の内容に保つための措置」について、その内容を明らかにすべきである。	具体的には、取引時確認において確認している本人特定事項等に変更があった場合に顧客等が特定事業者にこれを届け出る旨を約款に盛り込むこと等の措置を講ずることを想定しております。

(2) その他について

22	意見の概要	意見に対する考え方
	今回の改正により取引に際して行う確認が従前と比べて詳細になることから、取引実務に混乱が生じないように、施行に当たっては、広く国民・関係行政機関に対する周知を行っていただきたい。	御意見のとおり、改正法の施行に当たっては、各種媒体を通じた広報を行うことを予定しております。

23	意見の概要	意見に対する考え方
	取引実務において疑義が生じることがないように、「取引を行う目的」や「職業」等の分類等について、ガイドライン等により示していただきたい。	御指摘の内容に関するガイドライン等については、改正政令・主務省令の公布後に、各事業分野の実情を踏まえ、お示しすることを予定しております。

24	意見の概要	意見に対する考え方
	外国人の顧客等との取引のため、今回の改正の英訳を早期に示していただきたい。	改正政令・主務省令の英訳については、改正政令・主務省令の公布後速やかに作成することを予定しております。

25	意見の概要	意見に対する考え方
	今回の改正内容はF A T Fの第3次対日相互審査における指摘への対応としては不十分であり、PEP sとの取引やプライベートバンキング取引等について、追加の対応をとるべきである。	御指摘の取引は、取引実務への影響等を踏まえ今回の改正においては規制の対象としなかったところですが、頂いた御意見については、今後の検討の参考とさせていただきます。

「犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令案（仮称）」等に対する御質問並びに御質問に対する警察庁及び共管各省庁の考え方について

1 犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令の一部改正について

(1) 新法第4条第2項に規定する政令で定める額について（新令第11条関係）

26	質問の概要	質問に対する考え方
	「200万円」は、取引1件当たりの金額をいい、例えば、ある一定期間における顧客等との間の取引金額の合計を意味するものでないという理解でよいか。	そのとおりです。 ただし、ごく短期間に同種の取引が多数行われた場合等で、それらの取引全体が実質的に1つの取引と認められることもあると考えております。

27	質問の概要	質問に対する考え方
	「200万円」を超えるか否かは、外貨で取引をする場合には、日本円に換算した金額により判断するという理解でよいか。	そのとおりです。

28	質問の概要	質問に対する考え方
	<p>保険契約の締結（新令第7条第1項第1号ホ）については、「200万円」を超えるか否かは、保険料と保険金額のいずれにより判断すればよいか。</p> <p>また、保険料であるならば、支払方法（一時払、月払等）により、どのように金額を判断すればよいか。</p>	<p>保険契約の締結が「200万円」を超える財産の移転を伴うものであるかは、支払事由が発生した際の保険金額や将来的に支払う保険料の金額ではなく、契約の締結に際して支払う手数料等の額により判断することとなります。</p> <p>なお、保険料や保険金の支払が、保険契約に基づく取引として新法第4条第2項第1号に掲げる取引に該当する場合には、当該支払の額により判断することとなります。</p>

29	質問の概要	質問に対する考え方
	クレジットカード契約の締結（新令第7条第1項第3号）については、「200万円」を超えるか否かの判断は、利用限度額ではなく、一取引の利用金額という理解でよい	クレジットカード契約の締結が「200万円」を超える財産の移転を伴うものであるかは、利用限度額ではなく、当該契約の締結に当たり支払う手数料等の額によ

か。	<p>り判断することとなります。</p> <p>なお、クレジットカード決済等の取引が、クレジットカード契約に基づく取引として新法第4条第2項第1号に掲げる取引に該当する場合には、当該取引の金額（一取引の利用金額）により判断することとなります。</p>
----	---

(2) 既に確認を行っている顧客等との取引に準ずる取引等について（新令第13条関係）

30	質問の概要	質問に対する考え方
	<p>新令第13条第1項各号における「特定事業者」と「他の特定事業者」については、それぞれの業態が異なるものであってもよいか。</p>	<p>そのとおりです。</p>

31	質問の概要	質問に対する考え方
	<p>改正法の施行日前に旧法第4条第1項の規定による本人確認に相当する確認を行っており、かつ、当該確認に係る本人確認記録に相当する記録を保存している顧客等については、施行日以後の取引の際に取引時確認済みの顧客等として取り扱うことはできるか。</p>	<p>原則としてそのような取扱いはできません。</p> <p>御質問のような場合には、施行日以後の取引が施行日前に締結された継続的な契約に基づくものである場合を除き、改正法により追加された取引を行う目的等の確認事項について確認を行う必要があります。</p> <p>なお、旧法第4条第1項の規定による本人確認に相当する確認に加え、改正法により追加された取引を行う目的等の確認事項の確認を行っている場合には、施行日以後の取引の際に新法第4条第1項の規定は適用されないこととなります。</p>

2 犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部改正について

(1) 顧客等の本人特定事項の確認方法について（新規則第5条関係）

32	質問の概要	質問に対する考え方
	新規則第5条第2項の「現在の住居の記載がないとき」とは、旧規則第3条第2項の「記載されている・・・住居・・・が現在のものでないとき」及び「住居の記載がないとき」の両方を含むという理解でよいか。	そのとおりです。

33	質問の概要	質問に対する考え方
	改正後は、住居（所在地）の記載がない本人確認書類と、現在の住居（所在地）の記載がある補完書類によって本人特定事項の確認ができることとなるという理解でよいか。	そのとおりです。 なお、旅券等のように住居（所在地）の記載が必須とされていないものを除き、「本人確認書類」であるためには、住居（所在地）の記載がある必要があります。

34	質問の概要	質問に対する考え方
	新規則第5条第2項第3号に掲げる書類には、従前と同様に、固定電話料金やNHKの受信料の領収証が該当するという理解でよいか。	そのとおりです。

35	質問の概要	質問に対する考え方
	外国の国営企業が発行している公共料金の領収証は、新規則第5条第2項第5号に掲げる書類に該当するという理解でよいか。	当該公共料金の領収証に顧客等の氏名（名称）及び住居（所在地）の記載がある場合には、そのとおりです。

36	質問の概要	質問に対する考え方
	新規則第5条第3項に規定する方法において、本人確認書類等の写しを確認記録に添付する必要がある場合は、本人確認書類等の送付を受けたときであり、提示を受けたときは含まれないという理解でよいか。	そのとおりです。

(2) 取引を行う目的の確認方法について（新規則第8条関係）

37	質問の概要	質問に対する考え方
	「申告を受ける方法」としては、どのよ	口頭で聴取する方法のほか、電子メール、

うな方法が認められるのか。	F A X等を用いる方法、書面の提出を受ける方法、チェックリストのチェックを受ける方法等が含まれます。
---------------	---

38	質問の概要	質問に対する考え方
	「取引を行う目的」は、どの程度の内容を確認すればよいのか。	<p>「取引を行う目的」の分類としては、例えば預貯金契約の締結（新令第7条第1項第1号イ）の場合には、「生活費決済」、「貯蓄」、「投資」等が該当するものと考えられます。</p> <p>なお、事業分野や取引の性質によって疑わしい取引の届出を行うかどうかの判断のために求められる確認の程度は異なり得ることから、詳細については、各事業分野の実情に応じ、ガイドライン等によりお示しすることを予定しております。</p>

39	質問の概要	質問に対する考え方
	<p>「取引を行う目的」の確認については、特定事業者があらかじめ分類した目的から顧客が選択するという方法でもよいのか。</p> <p>また、その際、複数の目的を選択することも許されるか。</p>	いずれもそのとおりです。

40	質問の概要	質問に対する考え方
	「取引を行う目的」については、契約の内容から明らかであるものも考えられるところ、全ての取引において必ず確認を行う必要があるのか。	<p>「取引を行う目的」は、確認事項の一つであることから、全ての取引時確認において確認を行う必要があります。</p> <p>一方、その内容から取引を行う目的が明らかである取引も想定されるところ、そのようなものについては、取引を行ったことをもって、取引を行う目的の確認も行ったものと評価できると考えております。</p>

(3) 職業及び事業の内容の確認方法について（新規則第9条関係）

41	質問の概要	質問に対する考え方
	「申告を受ける方法」としては、どのような方法が認められるのか。	「取引を行う目的」等の確認の方法と同様の方法を考えております（37参照）。

42	質問の概要	質問に対する考え方
	「職業」の内容として、勤務先の名称や役職までは含まれていないという理解でよいか。	そのとおりです。

43	質問の概要	質問に対する考え方
	「職業」は、どの程度の内容を確認すればよいか。	<p>「職業」の分類としては、例えば「会社員」、「公務員」、「医師」、「学生」、「無職」等が考えられます。</p> <p>なお、「取引を行う目的」と同様に、詳細については、各事業分野の実情に応じ、ガイドライン等によりお示しすることを予定しております。</p>

44	質問の概要	質問に対する考え方
	顧客等が複数の職業を有している場合の取扱いはどうなるのか。	<p>複数の職業を有している者（例えば会社員兼学生）については、それらの職業全てについて確認をする必要があります。</p> <p>ただし、一の職業を確認した場合において、他の職業を有していないかについて積極的に確認することまで求めるものではないと考えております。</p>

45	質問の概要	質問に対する考え方
	自然人の職業については、「職業分類」ではなく「勤務先」を確認することで代えることとしてよいか。	<p>確認事項はあくまで「職業」とされているため、勤務先の名称等から職業が明らかである場合を除き、勤務先の名称等の確認をもって職業の確認に代えることはできないと考えております。</p>

46	質問の概要	質問に対する考え方
	「事業の内容」は、どの程度の内容を確認すればよいか。	<p>「事業の内容」の分類としては、例えば「製造業」、「建設業」、「金融業」等が考えられます。</p> <p>なお、「取引を行う目的」と同様に、詳細については、各事業分野の実情に応じ、ガイドライン等によりお示しすることを予定しております。</p>

47	質問の概要	質問に対する考え方
	<p>法人が複数の事業を営んでいる場合には、全ての事業について確認する必要があるのか。</p> <p>また、主たる事業と取引に関連する事業が異なる場合は、どのように確認をしたらよいか。</p>	<p>法人が複数の事業を営んでいる場合には、それらの事業全てについて確認する必要があります。ただし、営んでいる事業が多数である場合等は、取引に関連する主たる事業のみを確認することも認められると考えております。</p> <p>また、法人の主たる事業が取引に関連しない場合には、基本的には取引に関連する事業を確認することを想定しております。</p>

48	質問の概要	質問に対する考え方
	<p>登記事項証明書により事業の内容を確認する際には、「会社の目的」欄に記載されているものを確認することとなるのか。</p>	<p>そのとおりです。</p> <p>ただし、47のとおり、主たる事業のみを確認することも認められると考えております。</p>

49	質問の概要	質問に対する考え方
	<p>事業の内容の確認に用いる登記事項証明書は、本人特定事項の確認に用いたものでもよいか。</p>	<p>そのとおりです。</p> <p>なお、同じ登記事項証明書により実質的支配者（当該法人を代表する権限を有している者）の有無について確認することも認められると考えております。</p>

50	質問の概要	質問に対する考え方
	<p>「確認する方法」としては、どのような方法が認められるのか。</p>	<p>顧客等、代表者等その他の関係者から提示又は送付を受ける方法のほか、特定事業者において書類を入手・閲覧する方法が含まれます。</p>

51	質問の概要	質問に対する考え方
	<p>一般に、定款は原本証明等がされていないところ、原本の写しであることを証明する法人の代表者等の印がないものでも認められるか。</p>	<p>認められます。</p> <p>ただし、原本と同一の内容であると認められることが必要となります。</p>

52	質問の概要	質問に対する考え方
	<p>新規則第9条第2号ロに掲げる書類に</p>	<p>「有価証券報告書」や法令により所管官</p>

は、どのようなものが該当するか。	庁に提出することとされている事業報告書等が該当します。
------------------	-----------------------------

53	質問の概要	質問に対する考え方
	株主総会の招集の通知に際して提供される事業報告は、新規則第9条第2号ロに掲げる書類に含まれるという理解でよいか。	御質問の事業報告が、当該法人の事業報告として内容が確定したものである場合には、そのとおりです。

54	質問の概要	質問に対する考え方
	法人が特定の事業を行うに当たり発行された証明書は、新規則第9条第2号ニに掲げる書類に該当するという理解でよいか。	そのとおりです。 ただし、当該事業が取引と関連がないものである場合や、取引に関連する主たる事業でない場合には、別の書類により確認を行う必要があります。

55	質問の概要	質問に対する考え方
	新規則第9条第2号ニに掲げる書類は、発行した官公庁の印がない書類でもよいか。	そのとおりです。 ただし、官公庁が発行したものであると認められることが必要となります。

56	質問の概要	質問に対する考え方
	新規則第9条第2号ニに掲げる書類には、EDINET等によって開示されているこれらの書類の電子データも含まれるという理解でよいか。	そのとおりです。

57	質問の概要	質問に対する考え方
	登記事項証明書について、法務省提供のオンライン登記情報提供制度により確認することも認められるか。 また、同様の外国の政府等が提供する公的なウェブサイトにおける情報を確認する方法は認められるか。	原則としていずれも認められると考えております。 なお、事業の内容を確認する方法として認められるためには、御質問のような官公庁等が提供するウェブサイトの情報の確認が、官公庁等が発行した書類の確認と同視できるものである必要があります。

58	質問の概要	質問に対する考え方
	外国法人の事業の内容を確認するに際し、新規則第9条第3号に規定する「同号に掲げるものに準ずるもの」として、外国	認められません。 なお、御質問の条文については、外国の法令に基づき当該法人が作成した書類も含

の法令に基づき作成されたディスクロージャー資料により確認する方法は認められるのか。	まれることが明確になるよう、修正しております。
---	-------------------------

59	質問の概要	質問に対する考え方
	新規則第9条第3号の「日本国の承認した外国政府又は権限のある国際機関」については、どのようなものが該当するのか。	「日本国の承認した外国政府」には日本国の承認した外国の政府・地方政府等が、「権限のある国際機関」には国際連合、国際通貨基金、世界銀行等が該当します。 これらについて個別具体的に確認する必要がある場合には、関係行政機関にお問い合わせください。

(4) 実質的支配者の確認方法等について（新規則第10条関係）

60	質問の概要	質問に対する考え方
	新法第4条第1項の規定による確認の場合、実質的支配者の本人特定事項の確認は口頭等による方法で足り、本人確認書類等を用いなくてもよいという理解でよいか。	そのとおりです。

61	質問の概要	質問に対する考え方
	「申告を受ける方法」としては、どのような方法が認められるか。	「取引を行う目的」等の確認の方法と同様の方法を考えております（37参照）。

62	質問の概要	質問に対する考え方
	「申告を受ける方法」として、例えば特定事業者において有価証券報告書等の公表書類を確認する方法も認められるか。	認められます。

63	質問の概要	質問に対する考え方
	新規則第10条第2項第1号に掲げる法人と第2号に掲げる法人のいずれかであるかは、顧客等の申告により判断することとしてよいか。	新規則第10条第2項第1号に掲げる法人と第2号に掲げる法人のいずれに該当するかについては、法人の性質から判断されるものです。 そのため、本人特定事項や事業の内容の確認において用いた書類からいずれに該当するかが明らかとならない場合等に、顧客等の申告のみによることは認められず、特定事業者において確認する必要があるま

す。

64	質問の概要	質問に対する考え方
	実質的支配者の範囲について、実質的支配者が法人である場合、その法人の実質的支配者についてまで確認する必要はないという理解でよいか。	そのとおりです。

65	質問の概要	質問に対する考え方
	取引時に実質的支配者はない旨の回答を得ていた顧客等について、その後に実質的支配者がいることが判明した場合、知った時点で改めて確認をする必要はあるのか。	実質的支配者がいることが判明した場合には、当該者について改めて確認を行う義務はありませんが、顧客等が継続的な契約の締結の際に実質的支配者の有無について偽っていたことが疑われる場合には、当該契約に「基づく取引」の際に、新法第4条第2項の規定による確認を行う必要があります。 なお、判明した実質的支配者の有無等については、確認記録に付記するなどする必要があります。

66	質問の概要	質問に対する考え方
	実質的支配者の該当性について、法人の議決権の保有割合は、いつの時点のもので判断することとなるのか。	基本的には取引時の保有割合により判断することとなりますが、例えば直近の株主総会開催時等、取引と合理的な範囲で近接した時点での保有割合により判断することも認められると考えております。

67	質問の概要	質問に対する考え方
	役員を選任と定款の変更の双方の議決権が制限されている株式等は、実質的支配者の該当性に当たっては、分母（保有数）と分子（総数）の双方から除かれるのか。	そのとおりです。

68	質問の概要	質問に対する考え方
	「役員等の選任及び定款の変更に関する議案の全部につき株主総会で議決権を行使することができない株式」について、法定種類株主総会においてのみ定款変更の議決	そのとおりです。

権を有する株式は含まれるのか。	
-----------------	--

69	質問の概要	質問に対する考え方
	株主間の契約により役員選任・定款変更の議決について議決権を行使しないとされている株式は、「役員等の選任及び定款の変更に関する議案の全部につき株主総会で議決権を行使することができない株式」に含まれるのか。	含まれません。

70	質問の概要	質問に対する考え方
	新規則第10条第2項第1号において「他の者が当該法人の議決権の2分の1を超える議決権を有している場合を除く」としている趣旨は何か。	新規則第10条第2項第1号に掲げる法人については、原則として4分の1を超える議決権を有する者を実質的支配者としているところ、2分の1を超える議決権を有する者がいる場合には、当該者により法人の運営が左右されることとなることから、それ以外に4分の1を超える議決権を有する者がいたとしても、当該者については、実質的支配者に含まれないとしているものです。

71	質問の概要	質問に対する考え方
	新規則第10条第2項第2号に掲げる法人には、全て実質的支配者があることになるという理解でよいか。	そのとおりです。

72	質問の概要	質問に対する考え方
	新規則第10条第2項第2号に掲げる法人に当該法人を代表する権限を有する者が複数いる場合には、全員が実質的支配者に当たり、全員の本人特定事項の確認が必要であるのか。	そのとおりです。

73	質問の概要	質問に対する考え方
	不動産証券化手法のGK-TKスキームの場合における匿名組合員は、実質的支配者に当たらないという理解でよいか。	合同会社は新規則第10条第2項第2号に掲げる法人に該当するため、匿名組合員が当該合同会社を代表する権限を有していない限りは、実質的支配者には当たらないこ

	ととなります。
--	---------

74	質問の概要	質問に対する考え方
	<p>次のような場合にも、実質的支配者（A社）の確認を行う必要があるのか。</p> <p>① 特定事業者が、A社について取引時確認を行った。</p> <p>② 次に、同じ特定事業者が、A社が実質的支配者であるB社について取引時確認を行った。</p>	必要となります。

(5) 代表者等の本人特定事項の確認方法について（新規則第11条関係）

75	質問の概要	質問に対する考え方
	<p>第11条第4項の規定は、代表者等が代理権を有していることの確認を義務付けるものであるのか。</p>	<p>新規則第11条第4項は、代表者等が顧客等のために特定取引等の任に当たっていることが明らかであることを求めておりますが、これは民法上の代理権を有しているかの確認とは異なるものです。よって、代理権を有していることの確認を義務付けるものではありません。</p>

76	質問の概要	質問に対する考え方
	<p>人格のない社団又は財団である顧客等の代表者等については、「顧客等のために取引の任に当たっていること」はどのように確認をしたらよいか。</p>	<p>人格のない社団又は財団である顧客等については、その実在性の証明が困難であることを踏まえ顧客等の本人特定事項の確認を要しないとされているところ、代表者等が顧客等のために特定取引等の任に当たっていることについても同様であることから、確認を要しないこととしております。</p>

77	質問の概要	質問に対する考え方
	<p>新規則第11条第4項第1号イの「同居の親族又は法定代理人」であることの確認は、申告によることとしてもよいか。</p>	<p>単に申告によることは認められず、何らかの方法により「同居の親族又は法定代理人」であることを確認することが必要となります。</p> <p>具体的には、住民票、戸籍謄本等の書類により関係を確認すること、顧客等と代表者等の本人確認書類により同一の姓・住所</p>

		であることを確認すること、実際に顧客等の住居に赴いて代表者等との関係を確認すること等が想定されます。
--	--	--

78	質問の概要	質問に対する考え方
	委任状の確認に当たっては、実印の押印があることや、印鑑登録証明書も併せて提出されることまでは求められないという理解でよいか。	そのとおりです。 ただし、顧客等が作成したものであると認められることが必要となります。

79	質問の概要	質問に対する考え方
	「当該代表者等が当該顧客等のために当該特定取引等の任に当たっていることを証する書面」とは、具体的にはどのような書類が想定されるのか。	委任状という名称でなくとも、顧客等が代表者等に取引の任に当たらせていることが明らかになる書類をいいます。 具体的には、顧客等が作成した申請書であって、取引に当たらせている者の氏名等を記載されているもの等が想定されます。

80	質問の概要	質問に対する考え方
	新規則第11条第4項第2号口の「当該顧客等が発行した身分証明書その他の当該顧客等の役職員であることを示す書類」には、名刺は含まれるのか。 また、企業が発行する身分証は、顔写真や企業の押印がないものでもよいか。	名刺は一般に偽造が容易であり、「当該顧客等が発行した」ものであるとの判断が困難であると考えております。 また、身分証明書は、顧客等が発行した身分証明書と認められるものであれば、代表者等の顔写真や、顧客等の押印があることは必要ではありません。

81	質問の概要	質問に対する考え方
	新規則第11条第4項第2号口の「書面」は、日本語で記載されているものに限られないという理解でよいか。	そのとおりです。

82	質問の概要	質問に対する考え方
	新規則第11条第4項第2号ニの電話先は、顧客等が法人である場合には、その本店等に限られるのか。 また、電話をしたときには、代表者等が取引の権限を有していることまでを確認する必要があるのか。	「本店等」は電話をかける先の例示であり、営業所等の顧客等に関連する他の場所へ電話をかけることも「これに類する方法」として認められます。 また、電話をした際に確認する内容としては、代表者等が当該法人（顧客等）の従

		業員であること等で足り、75のとおり、取引の権限を有していることの確認までを求めるものではありません。
--	--	---

83	質問の概要	質問に対する考え方
	新規則第11条第4項第2号ニの「これに類する方法」としては、どのような方法が含まれるのか。	営業所等の場所に対しFAX、電子メールを送信して確認すること、実際に当該場所に赴いて確認すること等を想定しております。

84	質問の概要	質問に対する考え方
	電話をかけて代表者等が特定取引等の任に当たっていることを確認する場合に、確認の相手の役職に制限はあるのか。	特段の制限はありません。

85	質問の概要	質問に対する考え方
	代表者等が役員として登記されていることについては、特定事業者において登記事項証明書を確認する方法でもよいか。	そのとおりです。

86	質問の概要	質問に対する考え方
	「関係を認識していること」については、例えば、営業担当者が契約の締結前に顧客等を訪問し、顧客等及び代表者等と面談を行っている場合が含まれるという理解でよいか。	そのとおりです。

87	質問の概要	質問に対する考え方
	「その他顧客等のために取引の任に当たっていることが明らかであること」には、どのような場合が想定されるのか。 また、代表者等が顧客等の本人確認書類を有している場合には、「顧客等のために特定取引等の任に当たっていることが明らか」といえるか。	例えば、委任状と再委任状のような複数の書類を確認すること等により顧客等と代表者等の関係を明らかにすることを想定しております。 また、代表者等が顧客等の本人確認書類を有していることのみをもっては、顧客等のための取引の任に当たっていることが明らかであるとは認められないと考えております。

88	質問の概要	質問に対する考え方
----	-------	-----------

<p>GK-TK等の資産運用会社との取引については、法定の開示資料等を確認することにより、代表者等が「顧客等のために取引の任に当たっていることが明らか」とすることも認められるという理解でよいか。</p>	<p>法定の開示資料等を確認することにより、当該代表者等が顧客等のために取引の任に当たっていることが明らかとなる事情があるのであれば、そのとおりです。</p>
---	---

(6) 新法第4条第1項に規定する取引に際して行う確認の方法の特例について（新規則第12条関係）

89	質問の概要	質問に対する考え方
	<p>クレジットカード会社が銀行等が行っている取引時確認の情報に依存して取引時確認を行う場合、当該銀行等が行っている取引時確認の情報を確認すれば、改めて、クレジットカード契約の締結に係る「取引を行う目的」を確認する必要がないという理解でよいか。</p>	<p>そのとおりです。</p>

90	質問の概要	質問に対する考え方
	<p>本人特定事項の確認等、確認事項の一部の確認についてのみ銀行等やクレジットカード会社が行っている確認の情報に依存し、他の確認事項は自ら確認する方法が認められるとの理解でよいか。</p>	<p>認められません。 ただし、銀行等やクレジットカード会社が施行日前の取引の際に顧客等の本人特定事項の確認を行っている場合には、経過措置として、当該確認の情報に依存する方法により本人特定事項のみを確認し、他の確認事項については自ら確認する方法が認められることとなります。</p>

91	質問の概要	質問に対する考え方
	<p>新規則第12条第1項第3号について、取引時確認のそれぞれの確認事項について、同号に規定する方法とは別の方法により確認することも認められるという理解でよいか。</p>	<p>認められません。 なお、施行日前の取引の際に本人確認に相当する確認を行っている場合には、経過措置として、改正法により追加された取引を行う目的等の確認事項のみの確認を行うこととなります。</p>

92	質問の概要	質問に対する考え方
	<p>新規則第12条第1項第3号に規定する「新法第4条第1項・・・の規定による確認</p>	<p>「新法第4条第1項・・・の規定による確認に相当する確認」とは、他法令に基づく</p>

<p>に相当する確認」と「第14条に定める方法に相当する方法」について、その具体例はどのようなものであるか。</p>	<p>などして新規則に定める方法と同様の方法によりそれぞれの確認事項について行っている確認をいいます。</p> <p>「第14条に定める方法に相当する方法」とは、第14条に定める方法と同様に、顧客等について既に「新法第4条第1項…の規定による確認に相当する確認」を行っていることを確認する方法をいいます。</p>
--	--

(7) 厳格な顧客管理を行う必要性が特に高いと認められる取引に際して行う確認の方法について（新規則第13条関係）

93	質問の概要	質問に対する考え方
	<p>本人特定事項の確認を関連取引時確認において用いていない本人確認書類等の少なくとも1つを用いて行うこととなるのは、新法第4条第2項第1号イ又はロに掲げる取引に限られるという理解でよいか。</p>	<p>そのとおりです。</p>

94	質問の概要	質問に対する考え方
	<p>継続的な契約に基づく取引の際に「なりすまし等の疑い」が生じて新法第4条第2項の規定による確認を行った後、更に同じ顧客等について「なりすまし等の疑い」が生じて新法第4条第2項の規定による確認を行う場合、「用いていない」書類とはどの範囲の書類をいうのか。</p>	<p>継続的な契約の締結の際の本人特定事項の確認において用いていない書類をいいます。</p>

95	質問の概要	質問に対する考え方
	<p>第13条第3項及び第4項の「確認する方法」としては、どのような方法が認められるのか。</p>	<p>法人の「事業の内容」の確認の方法と同様の方法を考えております（50参照）。</p>

96	質問の概要	質問に対する考え方
	<p>第13条第3項第1号に定める書類については、作成主体の限定が付されていないことから、例えば海外の顧客等の議決権の保有状況について現地の調査・格付会社の資料を用いて確認することも可能であるとい</p>	<p>基本的にはそのとおりですが、議決権の保有状況を示す書類として一定以上の信用性がある必要があります。</p>

う理解でよいか。	
----------	--

97	質問の概要	質問に対する考え方
	必ずしも資産及び収入の両方の状況を確認する必要があるわけではないという理解でよいか。	そのとおりです。

98	質問の概要	質問に対する考え方
	資産及び収入の状況について、特定事業者が保有している顧客等の預金残高の情報により確認することは認められるか。	認められます。

99	質問の概要	質問に対する考え方
	確認に際して求められる書類としては、どの時点・範囲のものが求められるのか。	<p>基本的には確認の対象となる取引の時点又はその直近のものが想定されますが、疑わしい取引の届出を行うかどうかの判断は個別の取引に応じて行われるものであることから、確認に用いることができる書類の作成時期等を一律に定めることとはしておりません。</p> <p>そのため、顧客等の資産及び収入の状況が取引を行うに相当なものであるかを判断するという観点から、特定事業者において確認に用いる書類の範囲について御判断いただくこととなります。</p>

100	質問の概要	質問に対する考え方
	新規則第13条第4項第1号ニに掲げる書類には、どのようなものが該当するのか。	「残高証明書」、「支払調書」、「給与の支払明細書」、「納税通知書」、「納税証明書」、「所得証明書」等を想定しております。

101	質問の概要	質問に対する考え方
	新規則第13条第4項第1号ホに掲げる書類（配偶者の書類）は、顧客等自身の書類が用意できない場合に限られないとの理解でよいか。	そのとおりです。

102	質問の概要	質問に対する考え方

新規則第13条第4項第2号ハに掲げる書類には、どのようなものが該当するのか。	「有価証券報告書」、「正味財産増減計算書」、「損益計算書」、「預貯金通帳」、「法人税申告書別表二（同族会社等の判定に関する明細書）」等を想定しております。
--	---

(8) 既に取り時確認を行っていることを確認する方法について（新規則第14条関係）

103	質問の概要	質問に対する考え方
	法人や人格のない社団又は財団である顧客等の代表者等が変更されている場合には、取引時確認済みの顧客等としての取扱いはどうなるのか。	従前と同様に、法人である顧客等については、代表者等が変更された場合であっても取引時確認済みの顧客等として取り扱うことができますが、人格のない社団又は財団である顧客等については、代表者等が変更された都度、代表者等の本人特定事項の確認が必要となります。

104	質問の概要	質問に対する考え方
	実質的支配者が変更されている場合であっても、取引時確認済みの顧客等として取り扱えるのか。	そのとおりです。 なお、実質的支配者が変更された場合には、新たな実質的支配者の本人特定事項等について確認をする義務はありませんが、変更があったことについて確認記録に付記するなどする必要があります。

105	質問の概要	質問に対する考え方
	新規則第14条第1項に規定する方法により既に取り時確認を行っている顧客等であることを確認する際には、代表者等について、「顧客等のために特定取引等の任に当たっていると認められること」の確認は求められないという理解でよいか。	そのとおりです。

106	質問の概要	質問に対する考え方
	「顧客等しか知り得ない事項その他の顧客等が確認記録に記録されている顧客等と同一であることを示す事項の申告を受けること」の内容は、改正の前後において変更はないという理解でよいか。	そのとおりです。

(9) 確認記録の作成方法について（新規則第16条関係）

107	質問の概要	質問に対する考え方
	旧法第4条第1項の規定による本人確認を行っている顧客等について、施行日以後の取引の際に新法第4条第1項第2号から第4号までに掲げる事項の確認を行った場合、当該確認に係る記録については、従来の本人確認記録に記載されている事項を転記する必要はなく、追加の確認事項のみの記録を作成し、従来の本人確認記録とともに保存することとしてもよいか。	御質問のような場合には、追加の確認事項のみの記録を作成するだけでは十分でなく、施行日以後の取引の際に行った確認について新たに確認記録を作成する必要があります。 なお、新たに作成する確認記録は、従来の本人確認記録と関連付け、必要に応じて直ちに検索できる状態を確保しておくことが望ましいですが、新たに作成する確認記録に、従来の本人確認記録に記載されている事項を転記することまでは法令上求められておりません。

(10) 確認記録の記録事項について（新規則第17条関係）

108	質問の概要	質問に対する考え方
	確認記録の記録事項を記入する書面は、新規則第17条第1項各号に掲げる事項の全てについて記入箇所が設けられていれば、詳細な様式は問わないという理解でよいか。	詳細な様式についての定めはありませんが、改正政令・主務省令の公布後に確認記録の参考様式をお示しする予定ですので、そちらも御参考としてください。 なお、基本的には全ての記録事項について記入箇所が設けられていることを想定しておりますが、特定の事項について確認義務が生じ得ない特定事業者である場合（例えば、資産及び収入の状況等について資金移動業者）には、当該事項について記入箇所を設けないこととしても問題はないものと考えております。

109	質問の概要	質問に対する考え方
	新規則第17条第1項第15号の「顧客等のために特定取引等の任に当たっていると認められた理由」については、どのような事項を記録すればよいか。	新規則第11条第4項に掲げることのいずれに該当したか等について記録することを想定しております。

110	質問の概要	質問に対する考え方
-----	-------	-----------

実質的支配者が議決権の総数の何パーセントを有しているかについては、記録する義務がないものと考えてよいか。	そのとおりです。
--	----------

111	質問の概要	質問に対する考え方
	確認記録に記録する取引を行う目的や職業及び事業の内容の分類の程度については、第8条又は第9条に規定する方法による確認の際の分類の程度と同様であると理解してよいか。	そのとおりです。

112	質問の概要	質問に対する考え方
	<p>新規則第17条第1項第17号の「事業の内容」については、例えば、登記事項証明書に記載されている全ての事業の内容を記録する必要があるのか。</p> <p>また、仮に全ての事業の内容を記録することとした場合、そのうち一つでも変更があることを知った場合には、新規則第17条第3項の規定により当該変更について全て記録をする必要があるのか。</p>	<p>事業の内容の確認においては、主たる事業の内容を確認することも認められるとしており、記録事項についても同様であると考えております（47及び111参照）。</p> <p>また、事業の内容の記録の考え方については上記のとおりですが、登記事項証明書に記載されている全ての事業の内容について確認・記録の対象とした場合には、その一部であっても、変更があることを知った場合には、当該変更について確認記録に付記するなどする必要があります。</p>

113	質問の概要	質問に対する考え方
	「事業の内容の確認を行った・・・書類の名称その他当該書類を特定するに足りる事項」については、どのような内容を記録すればよいか。	書類の名称や作成時期等について記録することを想定しております。

114	質問の概要	質問に対する考え方
	新規則第17条第1項第19号について、新法第4条第1項の規定による確認として申告により実質的支配者の本人特定事項を確認した場合には、「本人確認書類又は補完書類の名称」は記録する必要はないという理解でよいか。	そのとおりです。

115	質問の概要	質問に対する考え方

<p>新規則第17条第1項第23号の「検索するための…事項」については、顧客等を事後的に検索するための体制の整備を義務付けるものではないという理解でよいか。</p>	<p>そのとおりです。 なお、新規則第17条第1項第23号に掲げる事項として記録する事項は、顧客等の確認記録の整理番号等が想定されます。</p>
--	---

116	質問の概要	質問に対する考え方
	<p>次の場合は、特定事業者は、確認記録に記録された事項に変更があることを知ったものとして当該変更を確認記録に追記すべき場合に該当するのか。</p> <p>① 特定事業者がA社と特定取引を行い、取引時確認を行った。</p> <p>② 次に、その特定事業者の別の部署がB社と取引を行ったところ、B社の実質的支配者としてA社が存在し、①の時点で確認をした本人特定事項から変更があった。</p>	<p>御質問のように異なる部署における取引であっても、特定事業者において、本人特定事項等の記録事項について変更等があることを知った場合には、当該変更等について確認記録に付記する必要があります。</p> <p>ただし、同一の特定事業者の異なる部署がそれぞれ取引を行う場合等において、同一の顧客等の情報に変更があるか否かについて相互に確認することまでを求めるものではありません。</p>

(11) 特定金融機関の体制の整備について（新規則第25条関係）

117	質問の概要	質問に対する考え方
	<p>「外国の当局が当該外国所在為替取引業者に対して行う監督の実態について情報を収集」する方法としては、外国当局のウェブサイトを参照するほか、F A T F等の信頼できる国際機関が実施している査察結果の情報を参照する方法も認められるか。</p>	<p>認められます。</p>

(12) 別記様式関係

118	質問の概要	質問に対する考え方
	<p>別記様式第3号において「取引を行う目的」が2つ設けられているところ、それぞれの欄にはどのような事項を記載したらよいか。</p>	<p>「取引を行う目的」欄は、「継続的取引関係に関する事項」欄と「疑わしい取引に関する事項」欄にそれぞれ設けておりますが、前者には継続的な契約の締結（例えば預貯金契約の締結）に際して確認したものを、後者には継続的な契約に基づく取引（例えば個別の預貯金の払戻し等）や1回の取引に際して確認したものを記入することを想定しております。</p>

そのため、例えば、

- ① 継続的な契約の締結に際して取引時確認を行い、当該契約に「基づく取引」に際しても取引時確認を行っている場合には、「継続的取引関係に関する事項」欄と「疑わしい取引に関する事項」欄の両方に
- ② 継続的な契約の締結に際してのみ取引時確認を行っている場合には、「継続的取引関係に関する事項」欄のみに
- ③ 1 回取引に際してのみ取引時確認を行っている場合には、「疑わしい取引に関する事項」欄のみに

それぞれ取引を行う目的を御記入いただくこととなります。

3 その他について

(1) 取引時確認等について（新法第4条関係）

119	質問の概要	質問に対する考え方
	旧法下と新法下のいずれであっても、現在の住居の確認は必須であるという理解でよいか。 また、そうであるならば、その理由は何か。	そのとおりです。 顧客等を特定し、資金トレースを可能とする観点からは、住居の確認は必須であることから、確認事項とされているものです。

120	質問の概要	質問に対する考え方
	「厳格な顧客管理を行う必要性が特に高いと認められる取引」は、特定取引に該当することが前提という理解でよいか。	新法第4条第2項第2号に掲げる取引は特定取引に限られることとなりますが、新法第4条第2項第1号に掲げる取引は特定取引以外の取引も含まれることとなります(125参照)。 なお、新法第4条第2項第1号に掲げる取引は、旧法下においては特定取引に含まれていたものです。

121	質問の概要	質問に対する考え方
	取引後に、顧客等が取引時確認に係る事項を偽っていた疑いが生じた場合等において、その顧客等との取引を停止した場合には、新法第4条第2項の規定による確認を行う必要がないという理解でよいか。	そのとおりです。

122	質問の概要	質問に対する考え方
	契約を締結した時点では特定国等に居住していなかった顧客等がその後特定国等に移住したことが判明した場合に、それ以後その顧客等と取引を行わないときには、新法第4条第2項の規定による確認を行う必要がないという理解でよいか。	そのとおりです。 また、判明した後に取引を行う場合であっても、特定取引に当たらない取引を行うときには、新法第4条第2項第2号に掲げる取引には該当せず、新法第4条第2項の規定による確認の対象とはなりません。 なお、判明した住居等の変更については、その内容を確認記録に付記するなどする必要があります。

123	質問の概要	質問に対する考え方

<p>取引の価額が200万円を超える財産の移転を伴う場合に確認を行うのは「資産及び収入の状況」のみであり、その必要があるのは新法第4条第2項各号に掲げる取引を行う場合に限られるという理解でよいか。</p>	<p>新法第4条第2項各号に掲げる取引であって、200万円を超える財産の移転を伴うものを行う場合には、新法第4条第1項各号に掲げる事項と資産及び収入の状況の確認を行う必要があります。</p> <p>資産及び収入の状況の確認を行う必要があるのは、新法第4条第2項各号に掲げる取引で、その価額が200万円を超える財産の移転を伴うものを行う場合に限られることについては、そのとおりです。</p>
--	--

124	質問の概要	質問に対する考え方
	<p>新法第4条第2項第3号の規定に基づく政令は、今回の改正においては定められていないという理解でよいか。</p>	<p>そのとおりです。</p>

125	質問の概要	質問に対する考え方
	<p>新令第12条第1項各号に定める取引は、新法第4条第1項に規定する特定取引に限られるという理解でよいか。</p>	<p>限りません。</p> <p>具体的には、新令第12条第1項に定める取引には継続的な契約に「基づく取引」が当たることとなり、これには特定取引に当たらないものも含まれることとなります。</p>

126	質問の概要	質問に対する考え方
	<p>新法第4条第2項の規定による確認を行うことは、特定事業者側が疑わしい取引に当たると認識していることを顧客等に知らせることとなり、新法第8条第2項との関係で問題となる可能性があるが、この点についてどのように考えているのか。</p>	<p>新法第4条第2項の「厳格な顧客管理を行う必要性が特に高いと認められる取引」は、典型的にマネー・ローンダリングに利用されるおそれが特に高いと認められる取引であり、「疑わしい取引」とは必ずしも同一のものではないことから、顧客等に対し、前者の取引に当たることが知らせることは、新法第8条第2項の規定に抵触するものではないと考えております。</p>

127	質問の概要	質問に対する考え方
	<p>次の取引は、新法第4条第2項第2号の「特定国等に居住し又は所在する顧客等との間におけるもの」に該当するのか。</p>	<p>いずれの取引も該当しないと考えております。</p>

① 特定国等の国籍を有する者であって、日本国内に居住している顧客等との取引	
② 日本国内に居住・所在する顧客等との間における取引であって、代表者等が特定国等に居住しているもの	

(2) 取引時確認等を的確に行うための措置について（新法第10条関係）

128	質問の概要	質問に対する考え方
	「取引時確認をした事項に係る情報を最新の内容に保つための措置」としては、最新の内容を把握するために調査を行うことまでを求められているものではないという理解でよいか。	そのとおりです。

129	質問の概要	質問に対する考え方
	新法第4条第3項の規定により既に取引時確認を行っていることを確認する際には、「取引時確認をした事項に係る情報を最新の内容に保つため」に取引時確認に係る事項の再度の確認を行うことを求められるものではないという理解でよいか。	そのとおりです。

130	質問の概要	質問に対する考え方
	「取引時確認をした事項に係る情報を最新の内容に保つための措置」として、具体的に求められる情報更新の頻度が示される予定はあるか。	特定事業者や取引により異なるものであるため、御質問の事項についてお示しする予定はありません。

131	質問の概要	質問に対する考え方
	「取引時確認をした事項に係る情報を最新の内容に保つための措置」とは、特定取引ごとに講じる必要があるのか。	21のとおり、「最新の内容に保つための措置」は、本人特定事項等の変更があった場合に顧客等が特定事業者にこれを届け出る旨を約款を盛り込むこと等を想定しております。 取引に際して顧客等について取引時確認を行った場合には、新法第6条の規定により確認記録を作成する必要がありますが、御指摘の措置は確認記録ごとに講じる必要

	があります。 なお、新法第4条第3項に該当する場合については、129を参照してください。
--	---

132	質問の概要	質問に対する考え方
	新規則第12条第1項第1号又は第2号に規定する方法により取引時確認を行った場合には、銀行等やクレジットカード会社等の他の特定事業者から最新の情報の提供を受ける仕組みを、特定事業者において最新の情報を把握するための措置として講ずる必要があるのか。	「最新の内容に保つための措置」については、その方法に特段の限定はないため、特定事業者の実情に応じ、銀行等やクレジットカード会社等の他の特定事業者から最新の情報の提供を受ける方法と、自ら顧客等から報告を受ける方法のいずれをとっていただいても構いません。 なお、他の特定事業者から情報の提供を受ける場合であっても、「最新の内容に保つための措置」を講じなければならないのは特定事業者自身であることに御留意ください。

133	質問の概要	質問に対する考え方
	「取引時確認をした事項に係る情報を最新の内容に保つための措置」として、住居等の最新の情報を把握するための措置は、新規則第5条に規定する方法でなくともよいか。	特段の限定はありませんが、新規則第5条に規定する方法に準じた方法等、より確実な方法により最新の情報を把握していただきたいと考えております。

134	質問の概要	質問に対する考え方
	「取引時確認をした事項に係る情報を最新の内容に保つための措置」としては、旧法第4条第1項の規定による本人確認を行っている既存の顧客等について、取引を行う目的等の改正法により追加された確認事項を確認したり、最新の本人特定事項の内容を把握するための措置を講じたりすることまでを求めるものであるのか。	御指摘の顧客等について、積極的に改正法により追加された取引を行う目的等の確認事項の確認をすることを求めるものではありませんが、施行日以後の取引の際に取引時確認を行った場合と同様に、本人特定事項について最新の内容に保つための措置を講ずる必要があります。

135	質問の概要	質問に対する考え方
	1回の取引についても、取引時確認をした内容について最新の情報に保つ必要がある	1回の取引については、継続的な関係が想定されず、確認した内容を更新する機会

るのか。	がないことから、基本的には、最新の情報に保つための措置を講ずる必要はないと考えております。
------	---

136	質問の概要	質問に対する考え方
	「教育訓練」とは、体制の整備の一例に過ぎず、特定事業者の判断において、例えば社内通達・通知等により周知する方法によることとしてもよいか。	そのとおりです。

(3) 経過措置について

137	質問の概要	質問に対する考え方
	改正法附則第2条第1項における「旧法第4条第1項の規定による本人確認」には、平成15年1月に施行された本人確認法の規定による本人確認や、それ以前に同法の規定によらずに行った本人確認に相当する確認も含まれるのか。	平成15年1月に施行された本人確認法の規定による本人確認は、御指摘の「旧法第4条第1項の規定による本人確認」に含まれております。 また、それ以前に本人確認法の規定によらずに行った本人確認に相当する確認については、整備令第11条の規定により本人確認とみなされることにより、御指摘の「旧法第4条第1項の規定による本人確認」に当たることとなります。

138	質問の概要	質問に対する考え方
	旧法第4条第1項の規定による本人確認を行っている顧客等については、施行日以後に特定取引を行う場合には改めて取引時確認を行うこととなるのか。	そのとおりです。 なお、その際には、本人特定事項以外の確認事項のみの確認を行うこととされています（改正法附則第2条第1項及び第2項）。 また、施行日以後の特定取引が、施行日前の特定取引として締結された継続的な契約に基づくものである場合には、それらの事項の確認も不要となります（改正法附則第2条第4項第1号及び第2号）。

139	質問の概要	質問に対する考え方
	改正法附則第2条第4項第1号及び第2号に規定する政令で定める取引について、	① そのとおりです。 ② 契約に「基づく取引」に該当するか否

<p>「施行日前の取引において締結された契約に基づく」取引とは、</p> <p>① 旧令第8条第1項第1号中に規定する「イからハまで、チからヨまで又はソからラまでに規定する契約に基づく取引」と同様であるという理解でよいか。</p> <p>② 保険契約においては、保険契約の更新、中途付加、復旧、転換が該当すると考えているがよいか。</p> <p>③ 資金移動業においては、資金送金サービスを受けることを内容とする契約に基づいて行われる個別の資金送金が該当するとの理解でよいか。</p>	<p>かについては、「保険契約」と個別の取引との関係により判断されるものですが、当初の保険契約の一部として履行されるなど、新たな保険契約を締結したと評価されるものでない場合には、御指摘のような取引は「基づく取引」に該当するものと考えております。</p> <p>③ そのとおりです。</p> <p>なお、契約に「基づく取引」が特定取引に当たらない場合には、そもそも新法第4条第1項の規定による確認の対象とならないこととなります。</p>
--	---

- 犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令案関係

新令の下記の条文について修正

第 1 条

第 7 条第 1 項第 1 号タ

第 12 条第 1 項第 1 号及び第 2 号

第 13 条見出し、第 1 項第 1 号及び第 2 号並びに第 2 項

第 16 条第 2 項第 5 号

- 犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令案関係
 - ・ 命令の題名について、「犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則及び疑わしい取引の届出における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する命令」に修正
 - ・ 新規則の下記の条文について修正

第 1 条第 11 号

第 3 条第 6 号ロ

第 5 条第 1 項第 1 号ニ及び第 3 号ハ、第 2 項柱書並びに第 4 項第 1 号及び第 2 号
第 9 条各号

第 10 条第 2 項柱書及び第 1 号

第 11 条第 3 項第 2 号並びに第 4 項第 1 号ハ並びに第 2 号ハ及びニ

第 12 条第 1 項柱書及び第 3 号並びに第 2 項

第 13 条第 1 項、第 3 項柱書及び第 2 号並びに第 4 項

第 16 条第 1 項第 2 号柱書

第 17 条第 1 項第 15 号、第 17 号、第 20 号及び第 23 号並びに第 3 項

第 18 条第 2 項第 1 号及び第 3 項

第 21 条第 5 号

附則第 5 条の表第 21 条第 7 号イの項下欄

別記様式第 2 号備考 5 (1) 及び備考 7

別記様式第 3 号備考 16

注： これらのほか、旧令第 6 条を新令第 10 条に、旧規則第 6 条を新規則第 4 条に、それぞれ移動することとし、これに伴う所要の修正を行っています。